

付添人プラクティス報告

～少年事件の現場から～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

<今月のテーマ>

在宅事件の付添人活動

少年の在宅事件は身柄事件に比べ、そもそも弁護士に依頼が来ることが少ない。依頼がある場合も、少年本人からではなく、裁判所の調査官から呼出しを受けた段階で、親が驚いて法律相談に駆け込むというパターンが多かろう。今回の報告は、少年の在宅事件の中でも珍しい捜査段階で家裁への簡易送致を避ける活動と、よくある家裁送致後に調査官から呼出しを受けた親が電話相談により付添人を選任した例についてである。

【事案1】

高2女子の占有離脱物横領事件

少年は、友人から自転車を借りて数ヶ月利用していたが、盗難自転車だと判明し、警察より呼び出され、取調べを受け、無理に占有離脱物横領を認めさせられた。親は取調べの結果に納得がいかず法律相談。弁護士が受任して警察に調書の取り直しを求めると、「事実を争ったりしなければ、簡易送致で済ませるつもりだったのに」と言われた。（結果は、簡易送致も避けられ、自白も撤回できた。）

① 簡易送致とは？

家庭裁判所、警察、検察庁の三者の協議によって、1950年以来、事実上認められている簡易な送致形式であり、ごく軽微な一定の事件に限り、警察において少年及び保護者に対し訓戒などの措置を取った上で、送致書のみの簡便な様式によって、事件を検察庁、家庭裁判

所に毎月一括送致するものである。ある統計では、1979年に一般保護事件総数の10.9%を占めていた簡易送致事件は一貫して増加を続け、20年後の1998年には、41.9%にも上っているらしいとのことであった。

② 簡易送致にされる場合の問題点

簡易送致の最大の問題点は、少年自身が、自分が家裁に簡易「送致」を受けたことを知らないままに終わることが多いという点である。「ごく軽微な一定の事件」にあたれば簡易送致にできるので、警察は、1回取調べをして簡易送致で済ませようと考えれば、それ以降少年を呼び出すこともなく、そのまま書類を一件化して送致してしまう。送致を受けた家裁も送致の事実を少年に連絡しないので、家裁に「簡易送致」されたという前歴は残るのに、そのことを少年は知らないままとなる。これを避けるには、警察が、本人又は保護者に簡易送致の事実を伝えるべきであるが、警察はそのような通知はしない。本件でも、警察は、取調べ後保護者に、「家裁から呼出しは来ないと思う」と述べたに過ぎない、との報告であった。

このように、送致されること自体を知らないのに、警察で虚偽の自白を取られた場合にも、その後自白を撤回する場がないのである。本件の場合、虚偽の自白が取られた後、本人から内容を聞いた保護者が、事実と違うと警察に抗議し、再度の取調べを申し入れた上で弁護士に相談したために、警察の一件化前に自白の

撤回を要求することができたが、保護者がこのように少年を信じない場合は、虚偽の自白を取られた少年は、自白を撤回し否認する機会も与えられないことになる。

さらに、簡易送致には、警察の捜査が杜撰になりやすい、検察官ではなく警察官がよく検討もしないで非行事実を作ってしまうなどの警察活動の問題点や、全件送致主義の潜脱であるという理論上の問題点もあらうとの指摘が出席者からあった。

③ 簡易送致を阻止するには？

本件では、弁護士に相談する前に保護者が再度の取調べを申し入れ、日程が決まっていたので、これを弁護士が付き添える日に変更し、変更連絡の際に取調べの立会いを要求した。当日は、虚偽の自白をなぜすることになったかと事実はどうであったかの主張を明示する本人が書いた陳述書を持参し、本人及び保護者を同行するも受付で待たせ、弁護士のみが取調べ条件の交渉をした。このときに、弁護人選任届を持参したところ、警察は受け取ろうとしなかったとの報告がなされた。

出席者より、弁護人選任届を郵送したら、送り返されたことがあるが、つき返されるかどうかは気にせず、こちらの姿勢を示すことに意味があるとの発言がなされた。

報告者からは、警察段階であり記録を見ることができないので、少年から捜査方法を聞きだし、その取調べ方法を、警察庁通達の「少年警察活動推進上の留意事項について」（警察庁のHPで取得可能）を引用しながら批判し、弁護人の立会いを条件とする再度の取調べを要求する内容証明を出したり、また、自転車がマンションの駐輪場に置かれていたため、マンション住人の占有の設定が疑われたことから、警察に対し、簡易送致ではなく通常の送致にしたとしても、これまでの捜査に基づいて占有離脱物横領の非行事実で送致する以上、検察または家裁の段階で、法律論のみでも非行事実なしとなるだろうと指摘した。警察は「事実を認めないならば簡易送致にするはずであったところを通常送致にせざるをえない」と高圧的だったが、通常送致にした場合の問題点を指摘し説得した、などの報告がなされた。

【事案2】

高1男子の暴力行為等処罰取締法違反事件

中学のときの元同級生に嫌がらせをしようと、その元同級生のバイクの部品を外し、隠匿していただけであったが、共犯少年と2人で行なったために、暴力行為等処罰取締法違反とされた。要保護性もない事案で

あり、事案の実態に即した非行事実の構成（器物損壊の共犯）をしていれば、簡易送致で済ませられた可能性の高い事案である。結果は不処分。

④ 暴力行為等処罰取締法1条の問題点

同法1条の規定からすると、数人が共同して刑法208条（暴行）、222条（脅迫）、261条（器物損壊）を行なった場合、すなわち本件のように少年が自分1人ではなく友達と2人で器物損壊をただけで、同法にあたると構成することが可能なのである。刑法の器物損壊であれば告訴が必要であるが、告訴が取れない場合、警察は、1人ではなく2人でやったというだけで、この条項にあてはめ、同法違反の事件を一件化することができるということに気付いたとの報告がなされた。

⑤ 少年の在宅事件で捜査段階から弁護士が関わる必要性

本件は、家裁送致後に調査官から呼出しがあった後に付添人選任がなされたので、捜査段階で行なうべき警察への抗議の時期を逸していたともいえるが、送致後であっても捜査機関に抗議をすべきであったかとも思うとの反省が報告者から述べられた。

捜査段階で受任をしていたのであれば、記録は読めないものの、警察と議論していかなる構成要件に非行事実をあてはめようとしているかが分かった段階で抗議できるのであるから、本件のように、靴を隠して外に行けないようにするのと同質の、ナンバープレートやオイルカバーを外してバイクで外出できないようにしようとしたような（運転に危険が生じる部分には全く手をつけていない）いたずらといえる事案で、かつ本人が部品を自ら被害者に返却しに行っており、その後被害弁償もしている事案の場合に、不処分となるのは目に見えている（前歴一切なし）にもかかわらず、審判を開始する必要があったのか、大いに疑問があるとの報告がなされた。

⑥ 終わりに

事案1は、簡易送致を避けるための活動であったが、事案2は、捜査段階から関わっていれば、審判開始を避けてより軽い構成要件で簡易送致を狙う活動が可能であったかもしれない、簡易送致の問題点がわかりながらも、事件によって簡易送致を望む場合もあることこそが、簡易送致の功罪と言えよう。

注：報告・相談内容及びコメントは、プライバシー保護のため、事実関係、コメント内容を修正、再構成している。